

横浜市天神ホーム 平成30年度事業計画書

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 管理運営基本方針
- 4 職員の状況
 - (1) 責任体制
 - (2) 職員配置
 - (4) 職員会議等計画
 - (3) 職員研修計画
- 5 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方
- 6 短期入所における受け入れ体制
- 7 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供（短期入所含む）
 - (1) 処遇方針の作成計画
 - (2) 排泄介助の実施計画
 - (3) 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画
 - (4) リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
 - (5) 給食実施計画
 - (6) 医療・健康管理の実施計画
 - (7) 入所者や家族等との連携
 - (8) 身体拘束廃止への取組み計画
- 8 事故防止対策
- 9 苦情受付体制
- 10 防犯、防災、緊急時の対応
- 11 近隣の他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携
- 12 地域団体（町内会・地区社協等）との連携
- 13 個人情報保護の保護体制
- 14 情報公開の取組み
- 15 衛生管理への取組み

<添付資料>

- ・日課表
- ・週間予定表
- ・月間予定表
- ・年間行事予定表
- ・クラブ活動予定表 等

1. 所在地 横浜市南区浦舟町3丁目46番地

2. 利用定員 特別養護老人ホーム 72名
短期入所生活介護 8名

3. 管理運営基本方針 別紙1「基本理念」のとおり

4. 職員の状況

(1)責任体制 別紙2「横浜市天神ホーム」組織図のとおり

(2)職員配置計画(特養+短期=80名の定員に対して)

施設構造が4ユニットとなっており各ユニットに1名ずつ夜勤者を配置するため毎日4名(国基準は夜勤者3名)の夜勤者としている。直接処遇職員については、概ね2:1の配置となるよう努めている。次世代を担う人材の確保育成を視野に入れ、基準より厚めの配置とする。生活相談員も介護支援専門員資格を有する職員を配置している。

配置計画人数は以下の通りとする。

平成30年4月1日

	国配置基準	30年度計画	備考
施設長(管理者)	1	1	
看護職	3	5.0	常勤換算数
介護職	23.7	34.0	常勤換算数
生活相談員	1	3	
機能訓練指導員	1	1(0.2)	看護職員が兼務
介護支援専門員	1	3	生活相談員、3名再掲
管理栄養士	1	1	
事務員	—	0.4	(常勤換算)
その他	—	1.3	クリーニングスタッフ・障がい者雇用含む(常勤換算)

(3)職員研修計画

別紙3「平成30年度職員研修計画」のとおり

(4)職員会議等計画

別紙4の通り

5. 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方

横浜市が定める入退所指針に基づき「特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム入退所要綱(平成29年3月1日版)」を作成している。それに従い、入退所検討委員会を設置し原則として月1回開催しで公平な入所順位の決定を行っていく。退所者が出た際には速やかに入所ができるような体制に努める。また、入所に際しての相談や施設見学等も随時対応していく。

6. 短期入所における受け入れ体制

当施設は短期入所が8床と限られているため、少しでも多くの利用者が利用できるような効率の良い運営に努めている。これまでと同様にキャンセル待ちの受付表を作成し、キャンセルが発生した場合、居宅介護支援事業者等へ連絡を取り迅速な対応を行う。また、居宅介護支援事業者の主催するサービス担当者会議に積極的に参加し、利用者の在宅生活の継続に資する。

長期利用床において利用者が入院され空床となった場合も、居宅介護支援事業者と連携し、短期入所利用希望者を積極的に受け入れる。このことにより地域の社会資源として、より有効活用されると共に経営の安定を図っていく。尚、長期利用者のベッド利用については、重要事項説明書に記載し、十分な説明と了承を得たうえで行う。実際の短期入所床への利用の際は、再度ご本人及びご家族の同意が得られた場合とする。短期入所への申し込みは、公平性を保つために2ヶ月前の1日付けFAXにて受け付けを行っていく。

7. 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供(短期入所含む)

(1) 処遇方針(施設サービス計画)の作成計画

当ホームは施設長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士などの専門職員が配置されている。施設サービス計画とはこれらの職種がその機能を効果的に活かしながら、利用者お一人おひとりの状況を把握し、ケアサービスの内容を決定したのとなっている。

施設サービス計画は利用者及びその家族と職員が協働し、要介護状態であっても、それぞれの有する能力や状態に応じて、少しでも自立した生活が営めるよう、目標を立て、統一したサービスが提供できるようにしていく計画である。そのために、利用者やその家族からの要望や意向を把握して立案、評価、見直しを実施していく。

サービス担当者会議においては、できるだけ利用者及びその家族に参加をしていただいでの実施に努めていく。

施設サービス計画策定手順

- ① 利用者の日常生活を把握(その人が有する能力、環境等) …アセスメント
利用者・家族の今後に対する生活の希望の収集。
- ② 問題点を明らかにする。
利用者が自立生活を行えるよう支援する上で解決すべき課題の把握。 …アセスメント
- ③ 施設サービスの目標、達成時期、サービス内容、そのサービスの実施上留意すること等、サービス計画原案の作成。 …サービス担当者会議
- ④ そのサービス計画の原案を利用者・家族に説明し同意を得る。
- ⑤ 施設サービス計画の基づくサービスの実施。
- ⑥ 状態の変化等でサービスの内容が変更となる場合はその都度サービス計画の見直しや修正を行う。
- ⑦ 定期的(6ヶ月毎)に繰り返し評価、見直しの実施。(計画の変更) …モニタリング

施設サービス計画策定計画

- ① 新規入所者 …入所開始前(暫定プラン)もしくは入所後速やかに施設サービス計画を作成。
- ② 既入所者 …定期的な見直しは、原則として介護保険認定有効期間ごとに行う。但し、有効 期間が1年を超える利用者は6ヶ月に1回見直しを実施。

※ 上記にかかわらず、利用者の状況に変化が生じた場合などはサービス計画の見直しは随時実施する。

(2)排泄介助の実施計画

- ① 可能な限り「自立した排泄」を目指して排泄介助を行っていく。

	介 助 内 容
自立の段階	・ 排泄見守り ・ 声かけ、同行
一部介助の段階	・ トイレ誘導 ・ ポータブルトイレ誘導 ・ 尿器、便器介助
全介助の段階	・ ポータブルトイレで座っておむつ交換 ・ ベッド上でのおむつ交換

- ② おむつ交換実施計画

	交換回数	交換時間	定期交換以外の対応
常時使用者	4回	5:00,10:00,14:00,19:00	尿量の多い方など 2:00 にも交換を実施。希望時などは随時行う。
夜間のみ使用者	2回	5:00,19:00	

(3)入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画

- ① 入浴の状況(週2回以上の入浴)

		曜 日	時 間 帯
一般浴	男性	月・火・水・金・土・日	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
中間浴(リフト)	男性	〃	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
機械浴 (ストレッチャー)	男性	月・火・水・金・土・日	14時00分～16時30分
	女性	〃	14時00分～16時30分

※ 本人の事情により入浴日に入浴できない利用者への対応

- ・全身清拭の実施。
- ・入浴が可能となった場合、次の定期的入浴日前もしくは定期的入浴日に入浴を実施する。

※ 行事等により入浴日に入浴できない場合の対応

- ・利用者に前もって周知、了解を得た上で、通常入浴の実施日でない木曜日に入浴を実施する。

※ 入浴時におけるプライバシーへの配慮

- ・男性、女性別に入浴時間の設定。
- ・カーテンやドアを利用し脱衣室から浴室内が見えないようにしている。同様に廊下から中の様子が見えないようにして実施する。
- ・集団での入浴を好まない利用者は個人対応で入浴の実施。

② 被服の着替え等

	対応状況
被服の着替え	・入浴日(週2回) ・発汗、排泄失敗、食べこぼし、外出時等はその都度 ・起床後、就寝前(要介助者・毎日)
洗濯	・施設内の洗濯室にて対応。
寝具の交換	・シーツ、枕カバー、防水シーツは週1回交換 ・他、汚れてしまった時などはその都度交換。

(4)リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

① リハビリテーション実施計画

- ・リハビリテーション…嘱託医師等と検討の上、看護職員を中心に機能回復訓練を実施する。
- ・ラジオ体操、嚥下体操…毎日、ラジオ体操の音楽を流し体操を行う。その後、嚥下体操を実施。
- ・日常生活での機能維持活動…おしぼりたたみ、エプロンたたみ等のお手伝い等、日常生活動作の中において、本人の残存機能を活かした支援。

② クラブ活動計画

名称	活動内容	実施回数	指導者
歌声クラブ	ボランティアの演奏に合わせて歌を歌い楽しむ。	1回/月	ボランティア
歌謡クラブ	カラオケにて唱歌等を歌い楽しむ。	1回/月	ボランティア
習字クラブ	ボランティアの先生の指導の下、習字を楽しむ。	1回/月	ボランティア
朗読クラブ	ボランティアによる朗読に耳を傾ける。	1回/月	ボランティア
コツコツ体操	ボランティアによる体操指導。	1回/月	ボランティア
まごころ体操	マッサージ師による体操指導。	2回/月	ボランティア

③ レクリエーション

・日常

余暇時間の利用として毎日、午後の時間を使ってレクリエーションを実施する。

各フロアの利用者の状況を勘案してレクリエーションを実施する。

(例) DVD(懐かしの映画等)鑑賞等、体操、輪投げ、ボール遊び、折り紙、ぬりえ、習字等

・月間レクリエーション…月に1回実施

お好み食、おやつレク、外出レク、誕生会

④ 年間主要行事

4月 お花見、	10月 秋の日帰り旅行
5月 春の日帰り旅行	12月 鍋パーティー
7月 開所記念祭	1月 初詣、新年会

8月 納涼祭、浦舟複合福祉施設夏祭り

2月 節分

9月 敬老祭、消防訓練

3月 ひな祭り、複合施設合同防災訓練

(5) 食事实施計画

- ① 利用者が、より家庭に近い状態で生活できるように援助するという方針に基づき、生活の中で大きな比重を占める食事を「潤いのある施設作り」の一環として位置付ける。
- ② 食事を通してコミュニケーションの改善に努め、QOLの向上から利用者の社会性が高まるよう援助する。
- ③ 利用者の身体的特質・嗜好に配慮し、季節感のある素材の味を生かし、また、家庭的な雰囲気楽しく喜んでいただける食事の提供の実施。
- ④ 適時適温による食事提供。
- ⑤ 行事食、誕生会食の実施。 …1回以上/月
- ⑥ 郷土料理の実施。 …1回/2ヶ月
- ⑦ 選択メニューの実施。 …1回以上/月
- ⑧ 栄養ケアマネジメントの実施。
- ⑨ ソフト食の充実を図る。
- ⑩ 食事向上委員会の実施。 …1回/月
- ⑪ おやつレクリエーションの実施 …随時
- ⑫ 食事時間

朝食 概ね 7:30～ 8:30

昼食 概ね 12:00～13:00

夕食 概ね 18:00～19:00

⑬ 食事場所

天神ホームは従来型の特養であるが一つのフロアの利用者が集まるという食堂形態にはなっていない。各ユニットの食堂・デイルームでそれぞれに食事を摂れるような新型特養的な構造となっている。また、ご利用者の希望に応じて居室などでも摂取可能としている。

(6) 医療・健康管理の実施計画

嘱託医師の指示のもとに利用者の健康管理は常に注意を払い日頃より疾病等の予防に努めていく。特に利用者の重度化が進んでいるため、医療対応が必要な方が多くなっており、協力医療機関と連携して適切に対応していく。体調不良者の早期発見治療により、入院日数を減らすよう取り組む。また登録喀痰吸引等事業者として適合要件を整備し、医療や看護の連携による安全確保を図りながら行っていく。

感染症については平常時の対応と発生時の対応を定め、感染症対策委員会において感染のリスクとその対策に関する基本的な知識や、押さえるべきポイント等を検討し、予防及びまん延防止に努める。

また、平成28年度に「感染症.com」に法人が研修を依頼して、そのマニュアルに応じて感染症・食中毒予防体制の強化を図った。今年度も継続して感染症委員会を中心に研修で得た予防・蔓延予防対策を取り入れ、今まで以上の感染症・食中毒対策の強化を図っていく。

ナガタ歯科医院の歯科医師・歯科衛生士が週1回来所され、その指導の下、利用者の口腔ケアに積極的に取り組んでいる。

・嘱託医師診察 …8回/月(水・木)

・利用者健康診断…1回/年(10月)

・利用者胸部レントゲン撮影 …1回/年

・協力病院 …本牧病院、横浜中央病院

・協力歯科医院…ナガタ歯科

(7)入所者や家族等との連携

① 利用者からの相談等

- ・フロアごとに介護職員を固定し利用者個々のニーズを把握しやすくし、利用者が気軽に職員とコミュニケーションを取れるような雰囲気作りをしている。
- ・満足度調査…利用者満足度調査を実施。結果を検討し業務改善等の実施。
- ・介護相談員との関係を密にして、利用者ニーズの発掘を行う。
- ・サービス担当者会議(ケース会議)に参加を促進し、意見や希望を把握する。
- ・御意見箱の設置

② 家族等との連携

- ・サービス担当者会議(ケース会議)への参加促進。
- ・日帰り旅行や敬老祭など、行事への参加促進による連携強化。
- ・常日頃より連絡体制を密にし、利用者の状況の変化について随時報告を行う。

(8)身体拘束廃止への取組み計画

行動制限を行わないよう、身体拘束廃止関連の施設内研修の実施、講習会・研修会への参加を通して身体拘束の弊害等の理解を深めていく。継続して、行動制限をしないケアを実施していく。

(9)認知症への取組み計画

認知症になってもその人らしく生活を送れるよう、認知症介護技術の向上に努める。

認知症介護実践リーダーと認知症介護実践者の研修終了者を中心に認知症ケアの充実を図っていくとともに、認知症介護実践研修・実践リーダー研修に参加し、アセスメントやコミュニケーションの方法などを学び、効果的な支援を行っていく。

(10)重度者及び医療応者への取組み計画

入所申込基準が要介護3以上になった。ホームの本入所者割合も要介護4・5の利用者の占める割合が70%以上になり、利用者の重度化がさらに進んでいる。さらに医療対応が必要な利用者が増えているので、より適切な介護を提供するために、介護および看護の連携体制のさらなる充実が図れるよう体制の再検討や研修の実施に努めていく。

(11)看取り介護(ターミナルケア)の実施

特養への入所要件が要介護3以上となり重度の利用者の入所が増加している。当ホームは、従来型特養であるが、個室が半数あり多床室(2人部屋)もほぼ個室扱いできていおり、プライバシー保護ができる。また、30年度の介護報酬改定では特養に対する看取り介護のさらなる機能強化や医療連携が促進されることとなることから、看取り介護を積極的に実施していく。

8. 事故防止対策

・「事故発生防止のための指針」に基づき事故予防に努める。

・事故対策委員会の開催

…1回/2ヶ月

事故対策委員会にて事故内容の検討(発生時間・事故種類・発生場所・原因)を行い事故再発防止の対応を協議し全職員へ周知を行う。

・「介護事故防止・対応マニュアル」に沿って職場研修等で事故対策について周知徹底を図る。

・リスクマネジメント関連の講習などに職員を派遣。派遣職員は研修報告を作成し、会議等で報告し事故防止に活用する。

・ヒヤリハット報告書を作成。職員は報告書を読覧し事故発生等の状況や対策を共有する。

・発生した事故については、速やかに法人、横浜市健康福祉局高齢施設課へ事故報告書を提出する。

9. 苦情受付体制

当法人は「横浜市内所在施設の苦情解決に関する規程」を策定している。この規程に従い、横浜市天神ホームは苦情受付体制を整備している。苦情受付担当者(生活相談員)や苦情解決責任者(施設長)、第三者委員等の規定を定め、施設内の掲示や重要事項説明書に記載し説明を行うと共に、HP等で周知を図っていく。

また、施設内に御意見箱を設置している。また、利用者アンケートを実施し要望等の把握に努める。

10. 防犯、防災、緊急時の対応

(1) 防犯について

設備上オートロック式になっていますが、昼間は面会票の記入及びホルダー着用による来所者のチェック、夜間は介護職員の巡回で対応していく。

(2) 防災について

当施設は高層建建築物の4、5階部分であるため、建物全体の共同防火管理協議事項に基づき、浦舟複合福祉施設内の各団体が全体を守ろうという意識で防災に取り組んでいる。

「天神ホーム消防・防災計画」に基づき自衛消防組織を中心に、日常の点検や防災訓練を実施し非常時に備えている。

(3) 緊急時の対応

災害などの緊急時、リアルタイムで出勤命令が伝達され、職員の安否確認や出勤要請の確認できる一斉通報システムを導入している。

11. 近隣の他機関(福祉・保健・医療・教育機関等)との連携

横浜市天神ホームは地元根ざし、地域のニーズに応じてきながら歩んできた。その歩みの中から今のホームの形が築きあげられてきた。関係機関との連携を強化していくなかで、今後も地域の社会資源として多様化する福祉ニーズにも対応できるよう、職員の自覚を深め資質の向上を図っていく。

利用者が在宅から当施設に入所しても、可能な限りこれまでの生活の継続性とケアの連続性が確保されることが重要であると考えている。そのため、地域の生活者である利用者が、在宅での生活と施設での生活との間に断絶が生じないよう、これまでの関係性を維持できるよう地域ケアプラザや担当ケアマネジャーとは、今後も情報交換や連携等を深めていく。

特別養護老人ホームは社会福祉法人の施設として、日頃から近隣の福祉・保健・医療機関等と連携を図ることはその社会的使命であると考えている。特に災害時には避難受入施設として利用者だけでなく地域の高齢者等の生命と生活を守る拠点として被災者の緊急受け入れのほか、備蓄食糧等緊急救援物資の提供についても、関係機関と密接に連携して取り組む。

教育機関等とは、昨今の深刻な介護人材不足に対応すべく、介護福祉士実習指導者を複数配置し介護福祉士養成機関からの実習依頼に対応できる体制の整備により養成機関との連携を強化に努める。介護職員初任者研修機関等とも連携を深め、介護人材育成にも協力し福祉マンパワー育成確保に努めていく。

12. 地域団体(町内会・地区社協等)との連携

家庭や地域とのつながりを重視する観点から、当施設では利用者を町内会や地区社協等の地域団体の催し(文化・社会活動、レク、飲食や買い物)に積極的に参加・見学の機会を確保していく。

また、施設の HP でのフェイスブックを活用し、施設の情報を町内会や地区社協等に広報するほか、近隣保育園児や小学生等との交流やボランティア活動、見学者の受入れの場など地域福祉の拠点となるよう連携に努める。

当施設は浦舟複合福祉施設の4, 5階にあり、8階にある区社協とは各種ボランティアの紹介を依頼することや、区社協での催しに利用者が参加する等連携しながら施設運営を進めていく。

ヨコハマいきいきポイント受入施設として、ボランティアの方々も積極的に活動をしていただける場の提供を行う。現在は理容のボランティアが月に1回理髪を行っています。この他、朗読・傾聴ボランティアが月2回、歌声・歌謡ボランティアは月1回、裁縫ボランティア2団体が月1回活動している。

「保育園、学校等の交流」

① みなみマナー保育園

保育園行事(運動会等)への利用者の見学

② 睦町保育園

園児さんとお花見(4月)収穫祭を通しての交流会(10月)

③ 各中学校・職業体験等

13. 個人情報の保護体制

個人情報保護法の制定により、サービス利用者や社会が社会福祉法人に要求する管理レベルは飛躍的に高まっている。社会福祉施設が取り扱う個人情報の内容や性質からも他の事業分野以上の厳格な管理の実施が強く求められていることを各職員は念頭に置き、秘密保持に関する全ての法令等を遵守し、以下の取組を行っていく。

① 「(福)横浜社会福祉協会個人情報管理規程」に従い個人情報保護の実践。

② 職員研修内容: ・個人情報の取り扱い ・従事者の遵守事項

・従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する罰則並びに民事上の責任等

14. 情報公開の取組み

介護保険の実施に伴い、利用者が介護サービスを適切に選択できるよう十分な情報公開を行うことが重要となっている。利用者は良いサービスを選択したい希望を持っているので、施設サービス情報を公開することによって、利用者から選択され、そのことによって、さらに施設の介護サービスの質が向上することが期待できる。

そこで、当施設ではホームページにより施設案内、基本情報を公開、常時更新に努め最新の情報を提供に努める。

当法人は「社会福祉法人 横浜社会福祉協会情報公開規程」が策定されている。また、横浜市が示す「情報公開に関する標準規程」に準拠した「特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム情報公開規程」も策定している。当施設もその規程に従い情報公開に努め、利用者等の理解と信頼の確立に努めていく。

15. 衛生管理への取組み

施設は利用者にとって生活の場である。利用者の快適な生活確保のためには、利用者の高齢、虚弱という特質を十分考慮に入れ、施設の衛生管理及び感染症・中毒等の発生や予防に最大限努力していかなければならない。

「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に基づき感染症対策委員会を中心に、予防対策を実施していく。

「予防実施計画」

- ・職員教育 …感染症等についての研修や学習会を実施し職員の意識の向上。
- ・インフルエンザ …予防接種実施(利用者・家族に同意を得られた場合)
- ・結核 …胸部レントゲン検査 1回/年
- ・健康診断 …1回/年

平成30年度資金収支予算書

平成30年 4月 1日

(単位:千円)

勘定科目		当年度予算額	次期予算額	増減	備考
事業収入	介護保険事業収入	346,305	345,281	△1,024	
	施設介護料収入	243,050	244,860	1,810	
	介護報酬収入	199,957	201,239	1,282	本入所利用率97.3%平均介護度3.9
	介護報酬収入(処遇改善)	16,594	16,697	103	
	利用者負担金収入(公費)	5,481	5,753	272	
	利用者負担金収入(一般)	19,002	19,126	124	
	利用者負担金収入(処遇改善)	2,016	2,045	29	
	居宅介護料収入(介護報酬収入)	27,772	25,570	△2,202	
	介護報酬収入	25,628	23,608	△2,020	短期入所利用率 100%
	介護予防報酬収入	21	0	△21	
	介護報酬収入(処遇改善)	2,123	1,962	△161	
	居宅介護料収入(利用者負担金収入)	3,292	3,023	△269	
	介護負担金収入(公費)	488	376	△112	
	介護負担金収入(一般)	2,552	2,414	△138	
	介護予防負担金収入(一般)	3	0	△3	
	介護負担金収入(処遇改善)	249	233	△16	
	利用者等利用料収入	67,392	67,122	△270	
	食費収入(公費)	1,480	1,508	28	
	食費収入(一般)	37,329	37,128	△201	
	居住費収入(公費)	118	153	35	
	居住費収入(一般)	28,465	28,333	△132	
	その他の事業収入	4,799	4,706	△93	
	補助金事業収入	4,682	4,560	△122	
	受託事業収入	117	146	29	
	経常経費寄附金収入	0	5	5	
	経常経費寄附金収入	0	5	5	
	受取利息配当金収入	900	900	0	
	受取利息配当金収入	900	900	0	
	その他の収入	937	832	△105	
	受入研修費収入	65	50	△15	
	利用者等外給食費収入	750	746	△4	
	雑収入	122	36	△86	
	雑収入	122	36	△86	
事業活動収入計(1)	348,142	347,018	△1,124		
事業活動に要する支出	人件費支出	231,779	237,067	5,288	
	職員給料支出	149,888	154,942	5,054	
	職員給料支出	133,183	137,651	4,468	介護員1名4/1採用 1名29年10月クレンジング職員に時短勤務終了2名 12/18 7/26
	処遇改善手当	16,705	17,291	586	
	職員賞与支出	29,618	30,233	615	
	職員賞与支出	28,464	28,607	143	
	賞与処遇改善手当	1,154	1,626	472	
	非常勤職員給与支出	22,323	20,520	△1,803	
	非常勤職員支出	20,857	19,655	△1,202	クレンジング1名職員に
	処遇改善手当	1,466	865	△601	
	退職給付支出	356	357	1	
	退職共済掛金(福祉医療機構)	356	357	1	
	法定福利費支出	29,594	31,015	1,421	
	事業費支出	57,601	60,752	3,151	
	給食費支出	23,574	23,907	333	おやつ114千円増(おやつ4円/日値上げ)
	介護用品費支出	4,363	4,909	546	
	医薬品費支出	155	296	141	
	保健衛生費支出	909	478	△431	
	被服費支出	1,348	1,544	196	
	教養娯楽費支出	312	400	88	
	日用品費支出	583	740	157	
	水道光熱費支出	24,742	26,000	1,258	
	電気料	8,459	9,000	541	
	ガス料	5,649	6,000	351	
	水道料	10,634	11,000	366	
	消耗器具備品費支出	1,165	1,839	674	
	保険料支出	145	145	0	
車輛費支出	305	494	189		
車輛費	49	300	251	車検2台	
車輛燃料費	256	194	△62		
事務費支出	31,687	33,515	1,828		

平成30年度資金収支予算書

平成30年 4月 1日

(単位:千円)

勘定科目		当年度予算額	次期予算額	増減	備考
支	福利厚生費支出	788	767	△21	
	職員被服費支出	242	239	△3	
	旅費交通費支出	48	50	2	
	研修研究費支出	140	140	0	
	事務消耗品費支出	181	406	225	
	印刷製本費支出	21	0	△21	
	修繕費支出	3,517	3,655	138	LED工事1,500千円
	通信運搬費支出	520	523	3	
	広報費支出	806	450	△356	
	業務委託費支出	18,630	20,423	1,793	給食業務委託料1,785千円増
	委託料	18,630	20,423	1,793	
	手数料支出	303	280	△23	
	保険料支出	245	296	51	
	賃借料支出	477	459	△18	
	租税公課支出	60	95	35	
	保守料支出	4,483	4,491	8	
	渉外費支出	9	0	△9	
	諸会費支出	138	138	0	
	雑支出	1,079	1,103	24	
	雑支出	1,079	1,103	24	
	利用者負担軽減額	692	692	0	
利用者負担軽減額	692	692	0		
その他の支出	750	746	△4		
利用者等外給食費支出	750	746	△4		
事業活動支出計(2)	322,509	332,772	10,263		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	25,633	14,246	△11,387		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	3,541	607	△2,934	
	車輛運搬具取得支出	3,408	200	△3,208	リクライニング車椅子2台
器具及び備品取得支出	0	300	300	ホーチゲート(キャノン機械)	
その他の取得支出	133	107	△26	給与ソフト(俸給テーブル)	
施設整備等支出計(5)	3,541	607	△2,934		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△3,541	△607	2,934		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	5,847	1,900	△3,947	
	その他の積立資産取崩収入	5,847	1,900	△3,947	
	施設整備等積立資産取崩収入	3,500	0	△3,500	
	修繕積立資産取崩収入	2,347	1,900	△447	LED工事1,500千円エレベーターマット400千円
	その他の活動収入計(7)	5,847	1,900	△3,947	
	支出				
	積立資産支出	6,907	6,946	39	
	退職給付引当資産支出(横・長)	3,263	3,302	39	
	その他の積立資産支出	3,644	3,644	0	
	修繕積立資産支出	3,644	3,644	0	
拠点区分間繰入金支出	17,000	3,000	△14,000		
拠点区分間繰入金支出	17,000	3,000	△14,000		
その他の活動支出計(8)	23,907	9,946	△13,961		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△18,060	△8,046	10,014		
予備費支出(10)	0	3,000	3,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	4,032	2,593	△1,439		
前期末支払資金残高(12)	471,974	476,006	4,032		
当期末支払資金残高(11)+(12)	476,006	478,599	2,593		